

平成 23 年 6 月 27 日 南国市条例第 14 号

平成 24 年 3 月 27 日 南国市条例第 8 号

南国市地域情報通信基盤整備事業分担金の徴収に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 224 条の規定に基づき、南国市地域情報通信基盤整備事業に要する費用の一部に充てるため、南国市地域情報通信基盤整備事業に係る分担金（以下「分担金」という。）を徴収することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 南国市地域情報通信基盤整備事業（以下「本事業」という。） 住民の利便性の向上及び地域の活性化を図る目的で南国市が整備した光ケーブルを利用し、光通信サービスを利用するための施設の整備を行う事業をいう。

(2) 本事業の区域 平成 21 年度地域情報通信基盤整備推進交付金事業を受けて南国市が光ケーブル網を整備した区域をいう。

(3) 引込工事 クロージャーから光成端箱まで光ファイバーで接続する工事をいう。

(4) クロージャー 幹線ケーブルから光ファイバーを分岐するための設備をいう。

(5) 光成端箱 光ファイバーの接続部及び余長を保護収納するためのものをいう。

(6) 集合住宅 1 棟に 2 世帯以上が居住できるよう建物の内部を複数に区切り、それぞれ独立した住居とするアパート、マンション等をいう。

(受益者)

第 3 条 この条例において「受益者」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 本事業の区域内に居住の用に供する家屋を所有し、かつ、当該家屋に居住する者のうち南国市が定めた通信事業者が提供する光通信サービスに加入しているもの又は加入しようとするもの

(2) 本事業の区域内に社屋を所有し、かつ、当該社屋において事業を営む者のう

ち南国市が定めた通信事業者が提供する光通信サービスに加入しているもの又は加入しようとするもの

(3) 本事業の区域内に居住の用に供する家屋、社屋又は集合住宅（以下「家屋等」という。）を借り、南国市が定めた通信事業者が提供する光通信サービスに加入しているもの又は加入しようとするもの

(4) 前号の加入しているもの又は加入しようとするものが借りている家屋等を所有しているもの

（分担金の額）

第4条 分担金の額は、別表に定める金額とする。

（分担金の賦課及び徴収）

第5条 市長は、前条の規定により分担金の額を定め、これを賦課するものとする。

2 市長は、前項の規定により分担金の額を定めたときは、当該受益者に分担金の額等を通知しなければならない。

3 分担金は、一括して徴収する。

（分担金の減免）

第6条 市長は、受益者が公的扶助を受けている者であると認められるときは、分担金を減免することができる。

（分担金の不還付）

第7条 納付された分担金は、還付しない。ただし、本事業に係る工事を開始するまでに別表の工事に係る申込みの取下げを行った場合は、この限りでない。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年南国市条例第8号）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例の施行の日前に、南国市地域情報通信基盤整備事業分担金の徴収

に関する条例施行規則（平成23年南国市規則第16号）第3条の申請書の提出を行った受益者に係る分担金の額については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

区分		分担金の額
光 通 信 を 設 置 し な い 利 用 の 開 始	MDF を 設 置 す る 場 合	引込工事に係る費用（以下「引込工事費」という。）が10万円以内のとき 3万円
		引込工事費が10万円を超え30万円以内のとき $3万円 + (引込工事費 - 10万円) \times 1/2$
		引込工事費が30万円を超えるとき $13万円 + (引込工事費 - 30万円)$
MDF を 設 置 す る 場 合	MDF を 設 置 す る 場 合	引込工事費（MDFの金額を除く。）が10万円以内のとき $3万円 + MDFの金額$
		引込工事費（MDFの金額を除く。）が10万円を超え30万円以内のとき $3万円 + (引込工事費 - 10万円) \times 1/2 + MDFの金額$
		引込工事費（MDFの金額を除く。）が30万円を超えるとき $13万円 + (引込工事費 - 30万円) + MDFの金額$
ドロップケーブルの移設		移設に係る費用

- 1 MDFとは、集合住宅等で光ファイバーの束を建物内で個別に配線するための中継となる設備をいう。
- 2 MDFの金額とは、MDF本体及びその設置に係る費用（消費税を含む。）をいう。
- 3 ドロップケーブルとは、クロージャールから光成端箱への引込線をいう。
- 4 分担金の額に百円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てる。

